

遺言書

相続を争族にさせない為に・・・

- 遺産分割協議より遺言書が優先
- 遺言書の効力が無効になる場合

7月施行
改正相続法の
ポイント

無料相談会

5/18土

(10時より16時 お一組様50分)

事前にご予約をお願い致します。



小高先生



岡野先生



岩元先生



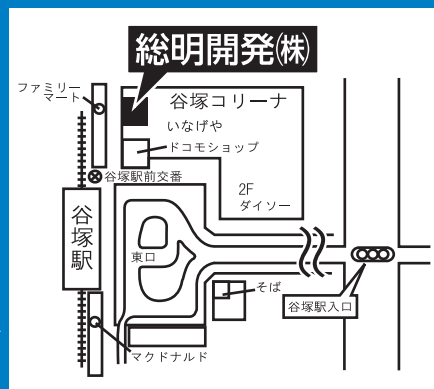
奈良井先生



宮平晋吾

一般社団法人 えがお

ミサワホーム株式会社



協 賛



住まいを通じて生涯のおつきあい

ミサワホーム東京支社 東京北支店

〒120-0034 足立区千住1-4-1 東京芸術センター9階 03(5813)3050

主 催

埼玉県知事免許(3)第21238号

総明開発株式会社

埼玉県草加市瀬崎1-9-1 谷塚コーナ102号

お問い合わせは

TEL.048-960-0606

■営業時間 10:00-18:00 ■火・水曜日/定休